

〈査読論文〉

初期バークの公信用と自由
—— 『現代の国情』論』を中心に——

高橋和則*

On Public Credit and Liberty in Edmund Burke's Early Work

TAKAHASHI Kazunori

This paper aims to understand Edmund Burke's thought on public credit in his early work *Observations on a late state of the nation* (1769). Recently scholars insisted Burke negatively held of public credit mainly in his late work *Reflections on the revolution in France*. But they didn't make distinction French and British credit and refer his works before *Reflection*. I want to show that Burke was comparatively positive in British credit and negative in French one in his day because he thought public credit requires liberty. But at the same time he didn't believe British credit is safe eternally. We should understand his *Observations* is a first step to comparative politics between Britain and France in credit and he tried to make clear when and what condition credit and liberty are in crisis.

キーワード：エドモンド・バーク、公債、公信用、『現代の国情』論、ラバーデイ、七年戦争、トマス・モートイマー、証券ブローカー

【目次】

- 1 問題の所在
- 2 バーク『現代の国情』論』を取り巻く言説状況
- 3 バーク『現代の国情』論』の分析
終わりに

1 問題の所在

七年戦争は原因も結果も極めて経済的だったというのは周知のことであろう。つまり植民地獲得という原因で始まり、結果として戦費調達への帰趨が勝敗を左右した。戦前からデフォルトを繰り返してきたフランスよりもイギリスの公信用は高く、国債の発行でヨーロッパとりわけオランダ金融業者から巨額の戦費を調達することに成功し、戦争に勝利した。18世紀は劇的な商業の発達によって、政治的にも思想的にも商業が一大論点となった時代だが、そこに「財政革命」によって改めて公信用が付け加わることになったと言っ¹⁾てよい。

エドモンド・バークの思想については従来政治的側面に注目が集まっていたが、近年は経済的側面についての研究も増加している。それは当時の状況と議論についての研究が進化したことによるところが大きいであろう。七年戦争後に政界に進出し、係累が東インド会社株で大きな損失を出したバークが公信用について無知、無関心であったとは考えられないが、公信用についてのバークの認識についての検討は手厚いものとはまでは言えない。

この点に関する先駆的研究はポーコックのものである (Pocock, 1985 = 1993)。共和主義と対立するウィッグ秩序は経営者的地主貴族と公信用体系の利害は一致するとする体制であり、利子生活者の国債への投資が商業的繁栄、政治的安定、国家的・帝國的力を刺激すると考えていたが、ヒュームやミスと並んでバークもこれには懐疑的であり、財産の価値や意味すら破壊し、徳、習俗、社会の自然的関係の基礎を破壊して終わるという悪夢から解放されていなかったと位置付ける。バークの著『フランス革命についての省察』で展開された、フランス国民議会の発行したアシニア紙幣に対する強烈な批判はそこからくとポーコックは論じている。これは『省察』においても検討されることの少なかったアシニア紙幣批判についての数少ない研究であり、以降のバークの経済思想研究を刺激したが、議論を『省察』に限定していることに起因しているかもしれないものの、イギリスとフランスの公信用を区別せずに扱い、アシニア紙幣批判を公信用批判に直結させている点は検討の余地があるであろう。

このポーコックの議論を大枠で継承しているのがミュラーの研究である (Muller, 2002 = 2018: 5章)。彼も『省察』を中心に検討し「バークはフランスでは権力が公債保有者の手中に落ち、これらの人は統治能力を持っていないことを強調している」と理解し、商業社会の社会的安定性が依拠している自己抑制に導くような文化を破壊しようとしているとして「金融業者も文人と同様に、自分たちが腰かけている枝を切り落としてしまおうとしている」と、ポーコックと重なる読解をしている。一点、ポーコックと異なるのはバークは「高利子や金融市場を通じて公債の資金調達をすること (株式仲買業) については原理的な異論はなかったことがわ

1) 七年戦争以降のいわゆる「財政革命」についてはブリュアの研究が依然として参照されるべきである (Brewer, 1989 = 2003)。

かる」と指摘している点である（Muller, 2002 = 2018: 160）。これは重要な点だが、原理的に異論がないにも関わらず何故バークが金融業者批判を展開したのかについて十分な検討が施されているとは言い難い。それは結論を先回りして言えば、英仏の公信用の違いに関わるものと思われる。

それを踏まえているのがキャナヴァンの研究である。彼はバークの思想における所有権の重要性を論じており、その中で公債論も検討している。それによればバークの認識においてはむしろブリテンは例外とされ、それ自身は有用な国債を支えるに十分な収入があったが、フランスは異なり、教会の土地を取り上げて国債の支払に当てている。それを所有権の破壊としてバークは理解したと読解されている。その意味でフランスの支出超過はシステム全体に何らかの異常な混乱を生み出し、その原因の大部分は公債と貨幣利害によるものと論じている（Canavan, 1995: 159）。直接ポーコックの研究に言及している訳ではないが、キャナヴァンはバークはミスほど国債を不安視してはいなかったと指摘した上で（Canavan, 1995: 158）、しかし紙幣、信用は非動産的（非現実的）所有で、バークはイギリスも含め、貨幣権力を十分には信用していなかったと結論づけている（Canavan, 1995: 161）。こうした指摘は重要である。

だが、これらの研究は一様に公債論をほとんど『省察』のみに依拠して検討している。しかしバークは『省察』以前の著作、演説においても公債について言及しており、バークの公債論を把握するにそれらは無視しえないものと思われるが、これらの研究ではほとんど言及がない。その点について論じたのが立川の研究である（立川, 2017）。立川は『省察』だけではなく、それ以前の『経済改革演説』におけるバークの公信用論も踏まえている。それによると『経済改革演説』におけるバークの公信用論は英仏の差異を以下の点に見出している。フランスは強制的な債務削減、返済条件の変更、債務不履行から公信用が減少していったが、イギリスは自由な国制の信頼の下に安定した公信用を創出している。だが財政の窮乏や宮廷の腐敗した影響力によって自由な国制も危機に瀕しているとバークは把握していたとする。そして『省察』から読み取れるバークの思考は、フランスにおいては膨大な負債によって貨幣利害が人知れず成長し巨大な権力を持つようになったが、イギリスにおいてはイングランドでは銀行は自発的な取引の中心に過ぎない存在であると分析されている。こうしてバークの思想においては、貨幣が本性上無秩序へと過度に導かれる性質があることは熟知した上で、貨幣がそれなりに安定を保っているのは土地財産を中核とした財産の原理に結び付けられているからであると論じ、これまでの公信用に批判的なバーク像を一新している。

さてバークは『経済改革演説』に先だって『「現代の国情」論』においても公信用について論じているが、立川はそれにも触れ、そこでのバークはフランスの財政破綻を予測していると分析している。だが立川は分析の中心を『演説』、『省察』においており、『「現代の国情」論』にはそれほど立ち入った分析を施していない。

以上からわかる通り、バークの『「現代の国情」論』における公信用論についてはこれまで余り検討されてこなかった。本稿においては、これを取り上げてバークの公信用論について検討することとする。それゆえ『経済改革演説』、『省察』の検討は別稿において行う他はなく、そこからすれば本稿はそのための準備論文でもある。

2 バーク『「現代の国情」論』を取り巻く言説状況

まず『「現代の国情」論』という著作(Edmund Burke, 1769, *Observations on a late state of the nation*)について最小限のことを確認しておこう²⁾。この著作はまず何よりもウィリアム・ノックスの著したパンフレット『現代の国情』(William Knox, 1768, *The present state of the nation*)に対する批判を目的として書かれた。七年戦争後、戦勝国であるイギリスは膨大な負債を抱え財政が圧迫される。これをどうするかは最大の政治課題であり、グレンヴィル派はその処方箋としてアメリカ課税を提示する。ノックス『現代の国情』はその論理を明示したものであり、純粋な現状分析というよりもどちらかと言えばアメリカ課税政策を正当化しようという政治的色彩を帯びた著作でもある。少なくともロッキンガム派はそう見なした。ノックスはイギリスの窮迫した財政状況を説明するために、敗戦国フランスの方が国力も生活水準も高いと論じ、フランスを賛美しながらアメリカ課税の正当性を訴えたが、アメリカ課税に反対するロッキンガム派はこの議論に対抗するため、ブレンであるバークにパンフレットを書かせたのである。それが『「現代の国情」論』であり、ロッキンガム派のマニフェストという性格を併せ持つ著作と言ってよい。それゆえこの著作においては、ノックスの議論が絵花的であるのに応じて論点も多岐に及んでおり、公信用論についてのみ論じられている訳ではなく、バークの政治思想を論ずる岸本広司はむしろ政党論の著作として取り扱っている。だがノックスがイギリスの財政窮乏を強調している以上、公信用論の重要性は言うまでもない。

だが確認しておくべき背景は以上には留まらない。当時すでに公信用については少なからぬ議論が存在し、当然にそうした論理を踏まえていたと考えられるからである。本節では最小限ではあるが、それを確認しておこう。

やはり公信用、国債に関しては批判的議論が多かったが、それは大きく3つに分類することができるとされる³⁾。まず共和主義的な反奢侈派は奢侈の増大を招くとして商業そのものにも批判的で、公信用など奢侈以外の何者でもないとして強い批判の対象とする。それに対し、反信用文化派が存在した。信用のできる人という人間関係の網の目から広まり契約社会を構成する基礎を信用文化と呼ぶが、そこでは信用がもはや個々人の関係に根ざさず、不確定性と意見

2) 『「現代の国情」論』については我が国では岸本広司の研究がほとんど唯一のものであり、本稿でも参照している(岸本, 2000: 第2章)。

3) この点についてはクリストファー・ベリーの議論に依拠している(Berry, 2013 = 2017: 6章3節)。

の世界に浮かぶものになってしまっていることに否定的であり、公信用はその最たるものとされる。この二つの陣営はいずれも、公信用が商業社会の産物であることから商業社会を擁護する商業社会派に批判的だった。しかし必ずしも商業社会派は公信用を肯定的に評価した訳ではなく、むしろ商業を危険に陥れるものとして公信用を批判する論者もあり、デイヴィッド・ヒュームの論説「公信用について」はその代表的な論理を提供したと言ってよい⁴⁾。しばしば公信用を肯定的に評価する論者はヒュームを取り上げて批判するが、それがとりもなおさずヒュームの議論の影響力を物語っている。

ヒュームの議論については研究の蓄積もあり、ここで踏み込むことは避けるが、大枠で言えばヒュームは国債の長所は認めるものの商業の成長を阻害するとして国債には否定的である。しかも国家の安全の手助けになるとは考えていない。いわゆる「暴力死」つまり外国による征服を呼び込む可能性さえあるものとして極めて強く国債を批判した。ところでこの論説は1752年、つまり七年戦争の前に発表されている。七年戦争は前述の通り国債によって戦費を膨大に集めたイギリスが勝利した。国債の勝利とも言えるこの事態をヒュームはどう考えたのか。ヒュームはこの論説を七年戦争直後の1763年に改訂しており、その改訂部分が興味深い。この改訂の分析によれば（Hont, 2005 = 2009）、ヒュームは七年戦争を「信用が拡大して前例がないほど容易かつ迅速にブリテンの栄光追求に」「資金が供給された」として信用の加速にさらなる懸念を募らせた（Hont, 2005: 340 = 2009: 248）。このヒュームの論理は「負債が増大した状態の下では、地主の財産、それゆえに彼らの権威はかなり掘り崩され」「結果、負債を相殺する唯一の方法は国内に絶対主義を導入することになる」と敷衍される。つまり「債務の支払義務の履行と、外国支配への抵抗との間の選択は、独立が保持されるべきなら」強権的に支払を行う絶対主義を要請することになり自由は失われることになる。そのようにヒュームは捉えたと理解される（Hont, 2005: 341-2 = 2009: 249）。

こうした理論的な批判に対して、いささか通俗的な批判も展開されていた⁵⁾。ジョン・ウィルクスが雑誌『ノース・ブリトン』で展開した論理はその典型と言ってよい。彼と雑誌発行の経緯をかいまんで述べれば、発端はスコットランド出身のビュートが首相に就任したことにある。その直後にいわば「御用週刊誌」『ブリトン』が1762年に発刊した。これに対抗して同年テンブル伯の財政援助と風刺詩人チャールズ・チャーチルの協力の下に議員ウィルクスは『ノース・ブリトン』を発刊する。最初からスコットランド人率いる政権の攻撃を目的とした雑誌であり、イングリッシュネスを強調する論調になる。とりわけ同誌16（1762年9月18日）号

4) ヒュームの公信用論については我が国でも研究の蓄積があり、それを全てサーベイすることは、本稿の目的から外れることもあって、ここでそれはしない。基本的なものとして坂本達哉の研究を挙げておく（坂本, 1995）。

5) ウィルクスだけでなく、続いて取り上げるデフォー、モーティマー、マシュー・デカーについては坂本優一郎の研究に大きく依拠している（坂本, 2015）。

では、国債を大量に発行した（スコットランド人率いる）政府に対して、七年戦争の終結を惜しむ公債権者の「声として」以下のような文章を掲載した。「我々ストック・ジョバー、レーム・ダック（引用者注 投機的証券取引者と証券取引で破産した者）、オランダ人公債請負人、ロンドンのシティからのオランダ人送金業者、ゲアルドループ、マルティンクなどへの貿易業者は、国王陛下と枢密院が、戦争と平和の権利全てにおいて無知であることを真摯に考慮し、国王陛下は国王大権の一部を自発的に放棄するよう願う」。「(このように書くことで)陛下はこれまで忠誠を誓っていたストック・ジョバー、レーム・ダック、オランダ人公債請負人などへの信頼を躊躇うかもしれない。しかし我々は野心の点で、ルイ 14 世のライバルとして陛下を登場させ、子孫にヨーロッパの秩序破壊者として伝えさせることに最善の努力を払うであろう。二人の先代を合わせた以上に陛下の順調な治世の下では、より多くのキリスト教徒の血が流され、公債請負人が請け負った国債がより多く蓄積されたのだった」(Wilkes, 1769: 275-6)。

ここでウィルクスは七年戦争で公債権者がイギリス国民の生命と引き換えににかに多くの富を得たかを風刺的に指摘している。しかもイギリス政府に戦争を継続するよう公債権者が指示するという構図を提示している。真面目なイングランド人はスコットランド人首相とオランダ人公債権者に哀れにも振り回され、戦争に命をかけさせられているのである。ヒュームが対外従属の契機、つまり自由を喪失する契機として公信用を批判したのに対し、ウィルクスはいささか歪められ誇張されたナショナリズムを公信用批判と結び付けていることが見て取れよう。対外勢力と公信用を結び付ける論理は 18 世紀初頭から、例えばダニエル・デフォーらによって展開されており (Daniel Defoe, 1719, *The anatomy of Exchange Alley*)、ウィルクスもその伝統に連なっていると言えるが、デフォーが論じたのはトーリー、ジャコバイトによる人為的公債価格操作の問題であって、七年戦争以降議論が変質していることも同時に見て取れる。

こうした公信用批判に対し、他方で擁護論も登場した。それは七年戦争中、トマス・モーティマーが 1761 年に出版した『ブローカー入門 (*Everyman his own broker*)』で展開された。モーティマーは思想的に名の知れた人物とは言い難い。オズボーンの簡潔な伝記的記述によると、本書出版直後、モーティマーはジョン・モンタギュの推挙でオランダの大使館副領事となった人物である。一旦離職したが、サンドイッチ卿に加えロッキンガムによっても復帰が約束されていた。しかしウィルクスと親密であるという噂が流され副領事職を失い、以降文筆家として活躍した。バークはモーティマーについて言及はしていないが、ロッキンガム周辺の人物であるため、彼やその著作について全く接点がなかったとは考えにくい。

さてこの著作は彼自身の投資の失敗という経験から執筆されている。投資ブローカーによって損失を被った彼は、自分がブローカーとなって投資をするための、極めて実践的な分析を施した、「ハウツー本」に近い形式でこの著作を出版し、人気を博して版を重ねた。そこからすればここでモーティマーが展開している議論は広範囲に流通したと考えてよいであろう。

ここでモーティマーはストック・ジョバー、つまり証券保有者を3つに分類している。改めて言うまでもないが、すでにストック・ジョバーは強く批判されていた。商業的なものであれ金融的なものであれ貨幣利害は土地利害と対立し破壊すると理解されたのである⁶⁾。こうした批判は1720年の南海泡沫事件で加速したと言ってよいが、この枠組みに対して例えばマシュー・デカーは変更を加えている（Matthew Decker, 1749, *An essay on the causes of the decline of the foreign trade*）。商業と金融を分離して、土地利害と商業利害（trading interest）は確かに対立しているが、いずれも勤労による収益であるのに対し、金融利害であるストック・ジョバーは怠惰であるとして非難の対象となる。このストック・ジョバーや公信用を怠惰と関係させる議論は浸透し始めていたのである。こうした議論に対し、モーティマーがストック・ジョバーを分類するというのは、ストック・ジョバーを一括して批判するのではなく、より実践的な側面からの再定式化を試みるものだったと言えよう。彼の目からすれば分類の第2はそれほど問題ではない。「第2は我が国のジェントリ、マーチャント、トレイズメンで、公債の形で財産を持ち、それを売買している。あるいは公債の値動きにより継続的な売買を行っている」のである。

問題なのは、第1と第3の分類に属する人々であった。「第1は外国人で、我が国の公債の形で財産を所有しており、継続的に売買している」（Mortimer, 1761: 33-4）。さらに何よりも批判の対象とされるのは第3の分類である。「第3は、これが一番多いが、証券ブローカーで、公債の形で財産はほとんど、あるいは全く持っていない。信用取引で儲けている」（Mortimer, 1761: 33-4）。彼らはストック・ジョビング、とりわけ「投機（gaming, jeu）」による売買益目的の取引によって利益を得ているのであり、利子、配当目的とは対極に位置する。「公債価格がいつも不安定に変動する原因を探すと、それは公的事柄の重大な局面からではなく、一連の人々が作爲的に結び付いていることからくるものとわかる。彼らの生活はこの継続的な価格変動にかかっている」とも述べており（Mortimer, 1761: xx）、「激しくなっていく証券価格の値動きから売買益を得る取引を推奨し手数料を稼ごうとする」彼らこそが「駆逐すべき証券取引」だと考えていたことは間違いないだろう（坂本, 2015: 223）。

「モーティマーの証券ブローカー批判もまた伝統的で定型的な批判を踏襲する側面がある」と指摘されるが（坂本, 2015: 217）、それはこの第1と第3が重なりあっている場合のことで

6) 七年戦争後のイギリスの経済状況は確かに悪化しており、信用危機は63年、72年に訪れ、破産が増加、公債は上昇している。また66年をピークとして長期にわたる食糧危機もあり、秩序は大きく脅かされていた。また東インド会社株は66年まで上昇傾向にあったが、後の69年5月にクラッシュし、南海泡沫事件を想起させるものとなる。これらが広範囲で継続的な経済危機の雰囲気醸成していた。こうして土地利害が苦しむのに対して、貨幣利害は富裕になっていく。この中ではストック・ジョバーは便利な標的としてスケープゴートになっていった側面は否めないとも分析されている（Bowen, 1993: 38）。

ある。「こうした（とりわけ先物）取引の元々の構図はオランダ人かその他の外国人が描いたもので、彼らは我が国の公債の売買の機会を掴んだり、ロンドンにいる友人にその機会を知らされたりすると、友人にいつどのくらいの証券を売買するか書き送り、この機会をものにする。自分で出来るなら自分でやる」と把握されている（Mortimer, 1761: 27）。こうした「外国人は、公債の形で財産を持っているが、ストック・ジョバーであり、不正な取引を行っているという点でいかなる党派であるかと関係なく公衆一般に対して不正を働いているということは間違いない。彼らは祖国では信用のある人物で場合によってはしかるべき地位にある。その国は戦時にはイギリスと同盟を結ぶような国だが、そのせいで私的な売買のために偽のニュースを送ってきたとしても、それがすぐには疑われないし、見破られることもない」と重なりを指摘する（Mortimer, 1761: 35-6）。そして彼らは「旧きイングランドを破壊しようとしている。彼らは外国人であり、とりわけ自らの神は自己利益であるという国の一員としては旧きイングランドを気づかうことなど大してない」（Mortimer, 1761: 40-1）。ここには広く共有されていて、その分通俗的な公信用批判のナショナリスティックな論理が現れている。

だがモーティマーの議論の特徴はそこではない。問題のあるストック・ジョバーを指摘することで逆に健全な公債をその売買を保護しようとしているという点にある。彼は債権の安全性に序列を付けている。「（特権会社の）これら債権は政府債権の安全に近い。そしていかなる民間会社の債権よりも遥かに安全」なのであり（Mortimer, 1761: 19）、「したがってイングランドの政府公債の安全性は絶対的にいかなるその他の債権よりも好ましい」のである（Mortimer, 1761: 20）。しかもモーティマーは先ほどのオランダを筆頭とする外国勢力のイギリス支配という論理に関しても、異なる側面があることを提示する。「この半世紀以上、外国人とりわけオランダ人が我が国の公債に大いなる関心を持ったということは、その他の国よりもイギリスの公債が安全であることを証明するものだ」。この点に付した注で「その他の国」とはフランスであることを明かしている。「フランスのローンの多くの利子の支払いは現在延期されているか停止している」（Mortimer, 1761: 25-6）。つまりオランダがイギリスを陰で支配するという恐怖が生まれる程、イギリスの公債を購入しているのは、イギリスの公信用がフランスのそれよりも高いことを示している。「17世紀末から18世紀前半までの公信用の認識では、たとえその効用が認められたとしても公信用への懐疑や恐怖は拭きたいものだった。しかしモーティマーの臆面もないイギリス国家への信頼の表明はこうした系譜において決定的な転換点」だったのである（坂本, 2015: 220）。

この「イギリス国家への信頼の表明」は単なるナショナリズムからのみくるものではない。モーティマーは公信用と政体を関連付けて論じている。「公衆一般は秘かに満足を享受することができるだろう。それは専制的な政府が、同様の緊急事態において採用する悲しむべき抑圧的な政策に比すると、重大で広範囲に及ぶ戦争を遂行するために自由な政府が大規模（だが必

要)な供給を行うのにどれほど平易な方法をとるかを理解すれば、である。現今の戦争に関わっているある大国の不幸な臣民は、彼らの恣意的な君主の求めにより、極めて疲弊しており、その数千もの人々は零落してしまっている。その一方でイギリス人は自らの国の公的支出に自発的に貢献しているのである。それは彼らにとって重荷となるようなやり方ではなく、逆に議会による安全の下に、またその他あらゆる安全を越えて、その他の国には適さないかもしれないが、その国の信用によって保障されるという条件の下に、自らの金を貸すことで同時に自分自身に奉仕しているというやり方なのである。それを考えると全てのイギリス人の胸に喜びと誇りが沸き起こるに違いない」(Mortimer, 1761: 3-4)。もちろん七年戦争の相手国フランスと比較対照してイギリスの公債を捉えており、「悲しむべき抑圧的政策」とは課税を指している。つまり専制国家フランスにおいては課税という強権的な方法によることになるが、自由な政体イギリスにおいては公債という自発的な方法が可能であり、それは議会による返済の保障があると論じられている。公信用はここで政体論と関係するという論理が定式化されたのである⁷⁾。

イギリスという自由な政体と公信用を結び付けた論理はモーティマーが初めてではない。ロバート・ウォーレスは「自由な政府がその国民から多額の借入ができる場合、これは人民の信頼を獲得した確実なしるしである」とし、名誉革命以前の国王については「賢明な人間であれば、誰がそのような国王たちに彼らの金を預けたであろうか」と論じていたが(Wallace, 1758: 53, 60)、ここでウォーレスが専制と把握しているのは名誉革命以前のイギリスである。その違いは踏まえておくべきであろう。

以上からすれば、いささか乱暴だが公信用をめぐる言説状況を整理すると、まず第1に財政再建は課税によるべきか公信用によるべきかという論点があったと見ることができる。課税はフランスの手法として認識されており、イギリスでも財政は決して楽観できない以上、イギリスでも採用すべきなのか、それとも問題は少なくとも効用を鑑みて公信用を重視すべきなのかという問題である。それに加え、第2の論点としては公信用の問題点の一つであるイギリスの独立、安全保障をどう考えるかということがある。それはナショナリズムを引き起こしつつ論じられていったというべきであろう。ではこうした中でバークはどのように公信用を論じたのか、次節で検討することにした。

3 バーク『「現代の国情」論』の分析

バークの公信用理解を『「現代の国情」論』から読み取れる範囲で検討してみよう。

課税論者ノックスの議論をバークは次のように要約している。「フランスの軽快で精神的な

7) 現在でもこの時期をこの定式で理解する傾向はある(富田, 2006: 132-8)。

条件と、イギリスのそれ、つまり脆弱で自身の重みで沈んでいる状態を比較して、彼は著書の10ページにこう書いている。フランスは1756年から1762年の数年で税金で50,314,378ポンドを徴収した。「フランスは借りることなく1年で16倍も課税徴収し、数年分に等しいくらいの額を徴収し続けている」(OLS, II: 148)。これはフランスの体力を示すとともに、アメリカへの課税の必要性を示唆しているが、バークはそれを否定する。

「イギリス人はこのようなことに仰天するに違いない。フランスがその時期に課税徴収した総額は、我々が世界で最も偉大で最も確立している信用という資源によって借りることができた額よりも少ないということを発見することになるからだ。ヨーロッパはイギリスが1年に1200万（ポンド）を借りることができたのを見て驚愕したのである」(OLS, II: 148)

まず確認できることは、バークは「信用」を「資源」とであると明言し肯定しているということである。七年戦争の勝因の1つが公信用であることは認めざるを得ないし、バークは議会人としては現実の予算編成からかけ離れた公信用批判をすることができないだろう。もちろんここでアメリカ課税へという文脈を断ち切ることも意図されている。後にバークはアメリカ課税に反対しアメリカ独立擁護の立場をとることになるが、その萌芽はすでにここに現れている。もちろん公信用を肯定するとなれば、問題は償還である。バークはそれをどう見ているのか。

「この金額の利子の支払いのための原資を見出すための国力（national strength）や財政技術についての根拠は小さなものでは全くないと考えられているし、そう考えるのは正当だろう。この利子は年1パーセントと計算して、1年で600,000ポンドにしかならない。これは信用の驚くべき成果の一つと考えられたと私は言いたい。だがこの著者（ノックス）は見て取れば十分で論拠を挙げる必要はないと考えているらしい」(OLS, II: 148)

バークは利子計算をして、それはイギリスの「国力」、「財政技術」からすれば償還可能なものであると主張している。ここでバークが示唆しているのは、公信用批判論者の一部は机上の空論、盲目的恐怖に基づいているということであろう。バークの想定、計算の正否はここで問わないが、議論は数的根拠を元に行われるべきであり、そこからすれば一定の批判は回避できるものと考えていることは間違いない。

ではイギリスとフランスの比較についてはどうだろうか。ノックスはフランスの体力を強調していたのに対し、モーティマーはフランス国民が疲弊し、一部零落していると指摘している。バークはフランスの現状をどう見ているのか。

「フランスはあの戦争の前に大規模な債務を負い、既存の制度の重みに苦しめられていた。著者（ノックス）は形式的には戦争継続中は毎年何がしかを借入していたことは否定していない。（そのため）フランスの広範囲の先行する税に対する驚くべき追加、イギリスでの全てのエクサイズ、習慣、土地、麦税に匹敵する追加のための原資があることになってしまっている」（OLS, II: 149）

ノックスのフランス賛美は、意図的かどうかは別として、フランスの債務についての無視からきているとバークは指摘している。その無視が、存在しない原資を作りだしてしまっており、ノックスのフランスは財政的幻想であるとバークは示唆している。ではバークの見るフランスはどうなのか。

「事実はこうである。フランスの信用はこれまでそうであったように悪く、（その年に課税徴収するのでなく）著者が言うように総額を借りることしかできない。総額とは、1,106,916,261 リーブル、これは計算によれば 50,314,378 ポンドになる。フランスの信用は低かったのだ。しかしそれは壊滅的ではない。フランスは自らの信用の弱さのため、いかなるアドバンテージも引き寄せられなかった」（OLS, II: 149）

フランスが課税するのは公信用が低かったために借入が成功しなかったからであって、借入せずに税で賄い得ている訳ではない。ノックスの論理は転倒しているとバークは示唆している。しかもノックスは無視しているが実際は借入もしている。戦争終結時点でフランスの負債に対する利子は 700 万ポンド以上になっていたとバークは指摘している。

以上のように、ノックスに代表されるフランス賛美論は幻影に基づくものであることをバークは示した。このバークの議論はどう理解すればよいのだろうか。確かに表面的にはイギリス優位論という点でナショナリズムの一分枝のように見える。だがそうなのだろうか。前節で検討したように、公信用に関するナショナリズムは独立、安全保障の問題を通俗的に敷衍したものである。イギリスが他国に「売られてしまう」、「買われてしまう」という懸念から発生しており、イギリスの独立が危機に晒されているという認識が生み出したものであった。バークは当時の政府、ビュート内閣に対して好意的では決してなかったが、ウィルクスのようにイングランドが利用されていると論じてはいない。そもそもナショナリズム以前に、バークのイギリス優位論には独立や安全保障という論点が、ヒュームと知己であり彼の議論を知らなかったはずはないという意味で、あえて外されているというべきだろう。そこからすれば、少なくとも『「現代の国情」論』の時点でバークの議論はナショナリズムの契機を持ってはいない。イギリス優位論は明らかに公信用比較に限定されている。

ではパークのイギリス優位論はモーティマーの論理に寄り添うものなのだろうか。公信用は政体論と連関すると考えているのだろうか。この点は興味深い。自由な国家イギリスが専制国家フランスよりも信用が高いとする論拠は、議会の存在にあった。つまりイギリス議会が予算編成において公債の償還に関して承認しているのに対し、フランスは恣意的君主が躊躇なくデフォルトをしてしまうという点に求められており、そしてパークは明確な議会主権論者だからである。そこからすれば、この問題について容易に肯定的な推測がなされよう。だが以下のパークの言及はその推測を裏付けるだろうか。

「戦争が終わった時点でフランスの負債に対する利息は700万ポンド以上になっていた。ド・ラ・バーディ氏 (M. De La Verdy) はフランス財政の最後の希望だが、彼が呼び出され、利息の削減に尽力するよう求められた。恣意的削減と公信用の両立のための努力は数多くの失敗を重ねたが、結局彼は権力のハイロードに向かわざるを得ず、王国の主要な負債の大部分の10パーセントに課税した。この政策は現在においては容易だが、将来の信用を破壊する。これは年50万ポンドを生み出し、Caisse d'amortissement ないし減債基金に回される。だがこの基金を構成する諸条項はその目的に適用されたが余りにも不誠実で着実でもなく、国家の現在の苦難を救済した程度は僅かだった。何故ならフランスの諸制度はどの部分も赤字であることが全世界に知れ渡っていたためである。1763年以来フランス財政の帰結に対し何らの手当ても施されなかった」(OLS, II: 150)

ここでパークはフランスの事情を踏まえて論じている。少しく踏み込んで検討しておきたい。パークがド・ラ・バーディと呼んでいるのは、フランスの財務総監ド・ラバーディ (François de L'Averdy) のことであろう。当時のフランス財務総監は財政の責任を取らされ次期に短期間で交代する時期に入っている。ラバーディの前任者、ベルタンは1759年から63年の4年間、ラバーディは1763年から68年の5年間務めているが、その後からは短くなり、テレーが5年を務めたのを除けば、テュルゴーですら2年間で、後のネッケルまでは1年も持たないことが続いている。

さて、ここでパークが検討の対象にしているのはフランスで1764年12月に出された国債償還に関する勅令のことと思われる。財務総監としてラバーディはこの勅令を主導した。これには四つの原則があるが⁸⁾、その中でより重要なのは「破産や増税を実施することなく政府の負

8) 念のためここで取り上げない原則は以下のようなものである。第一は全ての国債の元本を返済可能とするために利子を5パーセントとする一般的削減であり、第二は支払期限が来たものもそうでないものも1765年1月1日に現存する国債は一般的に清算、換金することであった。また第四の原則は、かつてマジョーの減債基金によって合わされていた二つの機能、つまり利子の支払手続と国債の元本の償還手続、これらを明確に区分し、配当基金 (caisse des arrérages) と言われる新しい

債を消滅させるために、国家の利益と債権者、納税者の利益を和解させることを試みた」ことである。「そのために、国家からの贈与を利用し農業、商業の収益を掠め取る者、つまり金利生活者から徴収されることになる諸税を設定した」(Felix, 1999: chap. IV, sec. II, para.23).

ここでも金利生活者、債権保有者（ストック・ジョバー）は怠惰であるという定式が踏まえられている。フランスでもコルベール以来この定式は明確で、イギリス同様批判の対象で保護に値しないとする論調は根強く存在しており、デフォルトについてはイギリスよりも抵抗が少なかったと言ってよいが⁹⁾、この時期に至るとラバーディは一方的に批判するのではなく、「債権と債権者の運命を守る手段を決定する」役割を果たすことが期待されてもいたのである (Felix, 1999: IV, II, para.18). それがこの諸税という形で現れた。

ここで見ておくべき税は2つある。「第1は1758年1月1日以前に取得された国債や団体、都市、共同体などを介して国王の利益となる国債の譲渡に際して徴収される譲渡（所得）税」である。この課税の主眼は税収の増大というよりは「証券の大規模な投機を回避する」ことにあった。「相続、贈与、遺贈によるものであれ、売却、移転、交換、書き換えその他同類のことによるものであれ、譲渡に打撃を与える」ものであり、これによって「ラバーディは国債、とりわけ聖職者が所有する国債に課税するため、マショーとベルタンが失敗した政策に成功した」(Felix, 1999: IV, II, para.23).

この課税は「投機」の制御が目的である。またここでは債権保有者は怠惰であるという定式に、聖職者は怠惰であるという定式が重ね合わされているのが見てとれる。後のフランス革命時、教会の土地没収という形でそれはさらに強烈に表現されるが、すでにここでもそれが読み取れる。

だがより問題なのは、もう1つの税である。「第2の税は譲渡（所得）税には属さない、全ての国債の配当金の払い込みにおける天引きからなる。問題なのは、1757年以降に譲渡された恒久債権、トンチン債、その他全ての、償還されておらず利子を伴う国債の保有者における効果である」。「金融業者の利得に対して引き起こされた公的圧力の重みに結局屈して、ラバーディは徴税請負人、財務官、広く財政の維持に責任のある全ての会計責任者によって徴収された利子、利得、課税、割合、報酬における減価償却のための課税を拡大した」(Felix, 1999: IV, II, para.24).

これは配当金、利子の削減のための、いわば配当金取得税である。ラバーディは、先ほど確認したように、一方的に債権保有者を攻撃対象とするような政策を採用しようとはしていない

基金を創設することである (Felix, 1999: IV, II para.20, 22, 25).

9) フランスは戦中もデフォルトを行ったし、七年戦争後の1770年にも財務総監テレーによってデフォルトが行われている。増税は各地方の議会が抵抗したため、売官、徴税請負による短期前借という形でさらなる借入を行ったが、持続が難しくなりデフォルトに至った。しかし1774年にルイ16世が即位するとデフォルトをしないと宣言している (富田, 2006: 133-4).

が、利子生活者は怠惰であるという定式が余りにも広範に普及していたことにより、採用せざるを得なくなったと理解される。

パークが、ラバーディは「権力のハイロードへ向かわざるを得な」くなり「王国の負債の大部分に」「課税した」と指摘しているのは、この2つの税を指していると見てよい。

第1の税の目的が大規模な投機を抑制することであることはパークも承知しているだろうが、しかしパークが重視しているのは目的ではなく、むしろその効果である。とりわけこれが第2の税と組み合わせられると、債権保有者には大きな打撃となる。つまり債権を保有しても、怠惰な利子生活には当然のこととして利子削減がなされる上、利子収入が少ないために譲渡しようとしても譲渡税が課されてしまう。債権保有の利益は極端に薄れるのである。パークが「現在において容易だが、将来の信用を破壊する」と言うのはこのことである。確かに政府は第2の税によって直接的に利子支払の減額を達成するだろうが、明らかにこの政策は今後、債権を購入する意欲を減退させる。しかも償還条件が任意に変更されること（契約時の内容通りに履行されず、予期可能性、計算可能性が極端に低いこと）も相俟ってフランスの公信用は低下することがあっても上昇することはない。そして公信用による収入がなければ、さらに増税するしかない。

パークは、ラバーディの意図が「恣意的削減と公信用の両立」であったこと、つまりなり振り構わぬ利子削減ではなく、フランス公信用の立て直しも目論んでいたことは理解している。だが彼は「結局権力へのハイロードに向かわざるを得」なかった。ここにはこの政策総体が必ずしもラバーディの本意ではなかったのではないかというパークの推測が滲んでいるようにも思われるが、いずれにしても政策的には失敗であると診断している。そこから2つの点が指摘できよう。

まず第1に、パークはとりわけ第2の税を「権力へのハイロード」として否定的に見ている点と関わる。第1の税のみに関しては、必ずしも否定的ではないだろう。というのも、これが「大規模な投機の回避」とそれがもたらす価格の乱高下の抑制に貢献し、反射的に比較的健全な投資を保護することに貢献することは明らかだからである。その程度に応じて破産などの高いリスクは制御され、公信用は何ほどかは安定する。それに対して第2の税は信用体系に税という権力を介入させることで破壊すると認識されている。それは信用が基本的には自由と結び付いているという認識を基礎としているであろう。信用に必要なのは権力ではなく、自由であるということ、つまり（この場合でいえば財産処分の）強制されない自発的で自由な行動と（償還契約の履行という）信用は緊密に関連しており、信用の崩壊は必ず自由の崩壊を伴うということである。

第2に、にも関わらずフランスを専制としていない点である。これはパークの語っていないことであるが、前節のような言説状況の中でパークの議論を考えれば、語らなかったことが浮

かび上がってくる。前節で検討したように、モーティマーの主張した信用と政体論の連関、専制フランスにおいては公信用は成立しないが自由な政体イギリスは公信用を維持できるという議論は相当程度流布していた。そしてバークもイギリスを自由な政体として認識していたことは疑いもなく、公信用に関してイギリス優位論を主張していることもまた間違いない。そしてそれと同時にバークは、フランスを念頭に置いたモンテスキューの専制論を知悉しているにも関わらず、フランスの信用の低さを専制であることに結び付けてもいないのである。「この政策は現在において容易だが、将来の信用を破壊する」と言う時、バークはフランスの信用を政体の問題ではなく、政策の問題としている。

ここで思い出されるのは、ヒュームが提示した開明君主制と野蛮な君主制という枠組みである。ヒュームはイギリスとフランスを自由な政体と専制国家とする定式に対し、イギリスを自由な政体とすることはともかく、フランスをその他野蛮な君主制に対して開明君主制として捉えようとした。「フランスには徴税体系上での失敗がある」が「近代における君主国の急速な政治・経済・文化上での発展を踏まえて、少なくとも開明君主国フランスにヒュームは期待するところがあった」（田中、1996：33-4）。バークが語ろうとしなかった背景にはこのことがあるのかもしれない¹⁰⁾。

いずれにせよ、バークは七年戦争後のフランスの「信用はこれまでそうであったように悪く」「低かった」と述べているが、しかし「壊滅的ではない」と冷静に付け加えている。専制国家においては公信用が成立せず、フランスが専制国家だとしたら、このように付け加えることは意味をなさないはずである。このことは何を意味するのか。

バークも公信用と政体論の連関という定式を受け入れていると見てよいだろう。公信用と自由は明らかに結びついていると見なしているからである。翻って専制国家は公信用が成立しないが、バークが受け入れることに慎重なのは、あるいは拒否しているのは、フランスは専制国家だということである。確かにフランスを統治しているのは恣意的権力かもしれないが専制ではなく¹¹⁾、したがって公信用に関してもいまだ「壊滅的ではなく」政策的に改善の余地があるとされる。ラバーディの試みた政策は彼にとっては不本意な要素が混入したせいもあって改善には成功しなかったし、このままフランスが専制に転落することもあるかもしれないが、少なくとも今のところ専制には至っておらず、フランスが公信用に関して低いままであるとも限らない。このことは反射的にイギリスが永遠に自由な政体であり続ける訳でもないことを意味し

10) ただしヒュームは「開明君主制が解決すべき徴税請負制を持つものに対して、自由な政体は墮落の源泉として公債を持つ」と考えていた（田中、1996：36）。バークはヒュームの想定する公信用による独立、安全保障の危機は共有していなかったが、公信用が自由な政体に及ぼす墮落は大幅に共鳴していたと思われる。

11) 後年バークは『省察』でフランス革命を批判するが、その論拠の一つとしてフランスの旧体制が専制ではなかった点を挙げており、そのこととも符合する。

よう。確かに七年戦争直後は明らかにイギリスが優位にありノックスのような根拠の乏しい悲観論は誤りであるが、しかし同時にそれは現在に限られたことでありモーティマーのように定式に安住することも許されない。むしろ自由な政体と専制を両極とする1つのスペクトラムの上に両国は位置付けられるのであって、両国はその上を緩慢かもしれないが絶えず移動すると把握されていよう。パークの視線はイギリスのフランスに対する素朴な優越には向けられていない。信用という「偉大な資源」をいかにして手に入れ、確保し、そして喪失するのか、という点に向けられている。公信用と政体論の連関という定式に安住するのではなくラバーディの政策に注目するということは、必然的にそうした性格を持つことになる。権力ではなく自由が信用を作り出し維持するのであり、その意味で信用は自由の1つの現れである。そこからすれば信用を喪失し自由を破棄することになるのはいかなる条件、要因なのか、その吟味が要請されることになる。それはいわば公信用の比較政治学とでも言うべきものであり、パークは『「現代の国情」論』において、そこへと踏み出したと理解すべきなのではなかろうか。

終わりに

七年戦争以降、フランスは公信用の問題が鎮静化せず、財務総監が頻繁に交代する1つの原因となっていく。議論を先取りすることになるが、今後パークは政治は徳、公共精神の問題に完全には還元しえないと考えるに至る。「公的に機能し、決して単なる受動、追隨的でない精神の偉大な性質は、これを発揮するための力を必要とするように、その紛うかたなき存在のためにも、あらゆる権力のバネである歳入の運用が全ての活動的な徳の領域となる」(RF: 273-4 = 2000 下: 166)。財政は政治的徳の前提となり、政治的徳の発揮を制限しさえもする時代になっていくと認識するであろう。そこで公信用はもはや否定して済むことでなく、税と公信用は政治的問題となろう。フランスの財政、そして公信用はどうなるのか。ラバーディが退いた後のフランスの財務総監は公信用をどう扱うのか。

七年戦争が終わって間もない時に、イギリスはまた新しい戦争を始める。独立戦争である。これは二重にパークにとっては重大な問題であった。イギリスはアメリカ植民地人から自由な国家ではないと指摘されたのである。パークが反対し続けた課税が実行に移されそうになり、それが翻って自由な政体を崩壊の危機に晒した。それに加え、独立戦争はイギリスにとってさらなる国債、負債の問題でもあった。これにフランスも参戦したため、フランスも同じ局面に立たされる。この独立戦争はパークにとって、喜ばないことだがまたとない公信用の比較政治学のフィールドワークとなるだろう。両国はそれにどう対処し、何が公信用の行方を左右するのか。その根底にある、公債による利子生活を求める金銭欲、それに対する利子生活は怠惰だとする定式に考察は及ばざるを得ないだろうが、ひとまずパークの直近の関心はフランスで就任したばかりの財務総監ジャック・ネッケルとその政策に集中していくであろう。

参考文献

エドモンド・バークの『「現代の国情」論』と『フランス革命についての省察』は以下のものに拠り、引用の際は OLS,RF と略して巻数とページ数を記した。なお『省察』に関しては中野好之訳『フランス革命についての省察』（上・下、岩波文庫、2000年）のページ数も併記した。

The writings and speeches of Edmund Burke, ed. Paul Langford, Oxford U.P.

岸本広司, 2000, 『バーク政治思想の展開』御茶の水書房

坂本達哉, 1995, 『ヒュームと文明社会』創文社

坂本優一郎, 2015, 『投資社会の勃興』名古屋大学出版会

立川潔, 2017, 「経済思想 (2) 財産の原理と公信用」『バーク読本』昭和堂

田中秀夫, 1996, 『文明社会と公共精神』昭和堂

富田俊基, 2006, 『国債の歴史』東洋経済新報社

Berry, Christopher J., 2013, *The idea of commercial society in the Scottish enlightenment*, Edinburgh University Press (= 2017, 田中秀夫監訳『スコットランド啓蒙における商業社会の理念』ミネルヴァ書房)

Bowen, H. V., 1993, *The Pests of Human Society*, *History*, vol.78

Brewer, John, 1989, *The sinews of power: War, money and the English state 1688-1783* (=2003, 大久保桂子訳『財政＝軍事国家の衝撃』名古屋大学出版会)

Canavan, Francis, 1995, *The political economy of Edmund Burke*, Fordham University Press

Felix, Joël, 1999, *Finances et politique au siècle des Lumières*, Institut de la question publique et du développement économique

Hont, Istvan, 2005, *Jealousy of trade*, Harvard University Press (= 2009, 田中秀夫監訳『貿易の嫉妬 国際競争と国民国家の歴史的展望』昭和堂)

Mortimer, Thomas, 1761 (3rd ed.), *Everyman his own broker*, S. Hooper

Muller, Jerry Z., 2002, *The mind and the market: Capitalism in modern European thought*, Alfred A. Knoph (= 2018, 池田幸弘訳『資本主義の世界史 市場をめぐる近代ヨーロッパ300年の知の系譜』東洋経済新報社)

Osborn, Christabel, Thomas Mortimer, *Dictionary of National Biography:1885-1900*, vol.39

Pocock, J. G. A., 1985, *The political economy of Burke's analysis of the French revolution*, *Virtue, commerce and history*, Cambridge University Press (= 1993, 田中秀夫訳「バークのフランス革命分析の政治経済学」『徳・商業・歴史』みすず書房)

Wilkes, John, 1769, *The life and political writings of John Wilkes*, J. Sketchley and co.

Wallace, Robert, 1758, *Characteristics of the present political state of Great Britain*, A Millar

